

# 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金のご案内

R3.7. 21時点

大阪府知事が決定した営業時間短縮の要請に応じた事業者に対して、営業時間短縮協力金を支給しています。  
**要請期間毎に申請が必要**です。期限までにお忘れなくお手続きください。

	支給額	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
第1期 協力金 (大阪府全域)	支給額:150万円		要請 1/14 - 2/7 受付 2/8 - 3/22			再申請受付 4/27 - 5/14			
第2期 協力金 (大阪府全域)	支給額:126万円		要請 2/8 - 2/28	受付 3/8 - 5/14					
第3期 協力金(府・市) (大阪市全域)	支給額:140万円		緊急事態宣言 (1/14-2/28)	要請 3/1 - 4/4	受付 4/8 - 5/27				
第4期 協力金 (大阪市内)	<まん延防止等 重点措置区域協力金> 支給額:80~200万円※		(注) 大阪市内と大阪 市外で要請期 間・内容及び支 給内容が異なり ます。	要請 4/5 - 4/24	受付 5/20 - 7/7				
(大阪市外)	支給額:96万円			要請 4/1 - 4/24	受付 5/20 - 7/7				
第5期 協力金 (大阪府全域)	支給額:148~370万円※				要請 4/25 - 5/31	受付 6/8 - 7/19			
第6期 協力金 (大阪府全域)	支給額:80~200万円※					要請 6/1 - 6/20	受付 7/1 - 8/11		
第7期~ 協力金 (大阪府全域)	支給額:大阪府内の33市 日額3万~20万円 大阪府内の10町村 日額2.5万~20万円					緊急事態宣言(4/25-6/20)	要請 6/21-7/11	要請 7/12-8/22	
早期給付 (売上高方式 申請事業者のみ)	支給額:大阪府内の33市 一律84万円 大阪府内の10町村 一律70万円							受付「早期給付」のみ 7/21 - 7/31	

※「早期給付」の要請期間7/12~8/22  
 要請に継続的に応じている店舗に、要請期間の終了を待たずに営業時間短縮協力金の一部を早期給付  
 早期給付の申請をしたとしても早期給付分を除く残余分は、後日、本申請が必要